



鳥取県公報

令和6年7月23日（火）
第9615号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施（448）（くらしの安心推進課）……………2
	保安林の指定予定（449）（森林づくり推進課）……………2

告 示

鳥取県告示第448号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	令和6年8月30日（金）	午前11時から午後4時 まで	米子市旗ヶ崎七丁目17-30 米子市住吉公民館
〃	令和6年9月3日（火）	〃	米子市博労町四丁目364 米子市啓成公民館
〃	令和6年9月6日（金）	〃	〃
〃	令和6年9月10日（火）	〃	米子市東福原八丁目24-31 米子市文化活動館
〃	令和6年9月13日（金）	〃	〃
〃	令和6年9月20日（金）	〃	米子市大谷町1-1 米子市就将公民館

鳥取県告示第449号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年7月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
岩美郡岩美町大字長郷字前田山269の1から269の3まで
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)